

IST請願の会 IST Petitioners Association

We are all born, grown and living on this planet,
having common value, love and respect to each other
beyond nationalities and borders among the countries.

みんな地球で生まれた
みんな地球で育った
私たちは国籍を超えてつながっています

是非、私たちの請願の紹介議員になって下さい
是非、請願を承認に結びつけて下さい
是非、貴党のマニフェストに、国籍選択制度の廃止を！
（毎年1万人以上が、これから選択を迫られます）

2007年4月10日
<http://www.kouenkai.org/ist/>

重国籍容認を求める I S T の請願活動について

I S T 請願の会
発起人 高川 憲之
2007年4月10日

私たちは単に外国籍であるという理由で辛い目に遭っている家族や、重国籍を持つ子供達のために、重国籍を容認する法改正を求める活動を行っています。日本国内にいる外国人と、外国に住む日本人への重国籍の容認、重国籍を持つ子供達に成人後もそれを容認するという法改正を求めるものです。

また、不幸にして他国籍取得によって、日本国籍を喪失してしまった方への、届け出による日本国籍再取得についても考慮を求めています。

I S T 請願の会は特定の政治色を持つ団体ではありません。また、特定の政治家並びに政治団体の支援を目的とした団体でもありません。

I S T 請願の会は2001年10月15日に発足し、毎年重国籍容認を求める請願活動を衆参両院に対して行って来ました。今後もこれを続けていくとともに、多くの議員の方々に理解して頂き、ひいては重国籍容認の法改正を行って頂きたいと考えています。

請願書にもあるとおり、今日、重国籍を容認している国々の経験上も、忠誠の衝突が実際上の問題となることはなく、むしろ重国籍容認は、国境を越えた平和と友好関係の象徴であり、国内外の他民族どうしが平和的に共存することの励ましとなります。

重国籍容認については、多くのメリットを生み出し、デメリットの少ないことが認められ、重国籍を容認する国際的な潮流が形成されています。

このように国際化社会の実態に即さない単一国籍政策により、国際的に活動する人たちが、今後不利益を受けることがなくなるように、重国籍を容認し、これに伴い国籍法第5条第1項第5号、第11条、第14条、第15条および第16条を廃止して頂くよう求めています。

また、会に寄せられた「重国籍を求める気持ち」には様々なものがあって、全てを紹介しきれません。その中で主には下記の要点があげられます。

- ・重国籍を持つ者にとっては、どちらの国も母国と思う。
- ・国籍の選択は自分が二つに裂かれる気がする。
- ・親の世話を為の帰国や、親の呼び寄せなどの時、両国の国籍が大切となる。
- ・離婚あるいは死別後の帰国や長期帰郷の必要がある場合など、母国での生活基盤の保証のためにも重国籍が必要。
- ・居住国の国籍を持たないことは、生活上の障害となる。
- ・日本国籍を放棄出来ず、外国籍であるために、仕事を得られない。
- ・国籍がないために、年金を国外で受け取れない。(スイス)
- ・入国の際に他の家族と異なって、外国人扱いをされる。(入国拒否等の危惧)
- ・妻子のどちらの国でも家族が障害なく暮らせるようになるためには、重国籍が必要。
- ・居住国の国籍は生活保障や仕事の上でも有利。
- ・欧州の国籍を持つことが出来れば、他の欧州諸国でも労働許可がいらぬなど、国際的な仕事上にも有利。

- ・重国籍が認められている立場なのに、どちらかを選択せよと迫って来るなど、日本の行政機関が個人に迷惑をかけている。
- ・国籍は、その国の人であるという精神の支え。
- ・親が子に伝えたい、文化や誇りの証し。
- ・日本人との結婚のため帰化したいが、自国籍を放棄するのは悩む。
- ・自分が先立った事を考えると、妻に外国籍を維持して欲しいとも思え、帰化してもらう事が出来ない。
- ・重国籍が認められれば人生の可能性も広がり、とても多くのことに役立つ。若者の未来にもつながる。

国籍を考えると、法的保護の制度と見る視点と、帰属意識の根元と見る視点が区別されます。すなわち、純粋に法的に扱って、個人に対する権利の空白を防ぎ、人権を保障しているという立場と、もう少し人間性の内面を形成する帰属意識、文化、習慣等の根元としてそれを見ていこうとする立場とがあります。

行政的側面から言えば、法的な検討をすれば足りるかも知れませんが、人間という血も涙も持っているものを真っ正面に見て、そしてより良い生活を目指そうという政治的な側面から言えば、決して帰属意識や、文化、習慣等を疎かにする事は出来なんでしょう。両者とも政治上優劣の置けない重要な問題だと思われまます。

法的側面からみると、重国籍容認に代わる法的整備を進めるという考えも成り立つかも知れませんが、しかし、現状ではこの様な整備は時間がかかりすぎる上、多国間の調整ともなれば、実現不能な側面が現れる危惧もあります。結局欧米で得た結論は、単一国籍主義を修正して重国籍を容認し、定住国での権利保障、家族の共同生活の保障を成そうというものでした。

人間性の側面からみても国際的な環境にあつては、自己に複数の母国を持つことは自然な事で、一方の国籍だけを選べという国家からの強制は、自己を引き裂く如きものと言えます。国籍の取得並びに放棄については個人の自由意志に基づいて行われるべきものでしょう。個人が自己の意志によって国民であることを認識し、その国に対して義務を果たし、権利を行使しようと望んだとき、帰属意識が最も強固となり、その国に対する愛情や、誇りが育まれます。これは国家としても奨励すべき事柄でもあるし、自己意志の尊重から生まれる重国籍はそれに対しての後押しも果たすことが出来ましよう。

重国籍であることは、国境を跨いで活動しようとする人にとって、生活上必要なインフラであります。重国籍でいることは、複数の国家に対して等しく義務と責任を果たす事であつて、決して不公平でもずるい事でもありません。現在重国籍容認の国家で、重国籍による問題が発生しているという報告はありません。かえって重国籍の容認は個人あるいは国家にとつてもメリットが多く、国益にも適うのであります。

是非とも、重国籍の容認に向けた法改正を一日でも早く行って頂きたい、ご理解ご協力をお願い致します。

会員の重国籍を求める気持ち

M. K. (イギリス在住、配偶者：イギリス人)

イギリス人と結婚しイギリスで生活しています。日本国が二重国籍を認めていないという事について疑問と不条理さを感じます。海外でもう一つの国籍を得るという事は、自分の移住していった国での国民として生活をするための権利を得るという事です。こういった権利を主張し得ることは今の国際社会の中では当然の権利だと私は強く信じています。

日本を一步出てみればたくさんの人たちが多重国籍を持ち国際社会人として生活し自分の基盤となる文化や国籍を保持し、また新たな地で国民として（永住者ではなく）受け入れ

られています。

悲しい事に今の私には住民としての権利しかありません。なぜなら日本人として海外で国民として受け入れられるという事は日本人を止めるということになるという事で、結婚をしたからといって自分の国籍を捨てるなんてそんな決断が簡単に出来るのでしょうか？

それは私達のような立場の人間が海外で国民として受け入れられる権利を放棄し永住者のまま暮らして日本国籍を保持するかもしくは、他国民となることを選択し日本という国、日本人である事を捨てて出て行くか選択しろといった極端な選択を強いられているのです。

対してイギリス側は結婚生活が平凡に送られていればある一定期間を過ぎれば国籍を申し入れる事を受け入れています。(例え他国との二重、多重国籍といった形であっても)しかし日本人として、イギリスにおいてこの権利を申し立てるという事は日本人である事を放棄しなければならないということなのです。

私の周りにはたくさんイギリス人と他国出身者のカップルがいますが、皆ほとんどの人が基の国籍を保持した上でイギリス国籍を修得しています。これによって夫婦共に同じ国において平等に存在し生活できる権利を得ています。逆に私のように婚姻があるのにもかかわらず別国籍でいる事のほうが珍しいのが現状です。私は政治的理由によって日本を後にしたわけではありません。

永住権を得る事と国籍をとるということには大きな苦しい違いがあります。永住権とはその国において居をかまえたり仕事をしたりできる権利であり、その国においての国民としての権利、たとえば投票権などは与えられませんし、家族で海外へ旅行をしても私だけはあくまでも永住者であるため、入国審査などはあくまでも外国人として扱われます。渡英して早13年、毎回こういった隔たりを感じ、自分の住んでいる国の行政に対する意思表示すら出来ない立場で暮らしているのです。

私は根本的には日本人であり、日本人として国際社会の中で日本人であるが故のハンデを持たず、日本人としての自分に誇りを持ち日本人として受け入れられ、順応し生きていきたいと懇願してやみません。

またこれから生まれてくる子供たちにも安定した環境を作ってあげたいと強く願ってやみません。子供たちが両親の双方の文化を受け継いでいく中で、国籍だけは白黒どちらかに選択しなくてはならないというのはどうでしょうか？(母親が日本人だからという理由で) 国際色豊かな家庭に育ちに多重国籍を持ち、それぞれの文化を継承し、国籍もまた同じように両親双方の国籍を得て育ち国際社会に貢献している人たちがたくさん居ます。国際社会に自信をもち権利を持って羽ばたいていったものは日本がその人たちを断ち切ってしまわない限り一回りもふた回りも豊かになって日本と国際社会のより心強い掛け橋になっていくのではないのでしょうか？

日本は先進国といわれている中に属していながらこういった問題は後送りされていることは大変残念な事だと思います。

早く日本人として国際社会人になれる日がくることを願っています。

E. K. (アメリカ在住、日本人)

私は米国生まれの19歳です。日本と米国の国籍ふたつもっています。私は今までの19年間、日本とアメリカをいったりきたりの状態でくらしてきました。現在はアメリカで住み、大学1年おわるところです。22歳になるまで、国籍をえらばなきゃいけないのです。今の段階では私はアメリカで今の大学を卒業し、特定の技術をみにつけ、趣味でやっているスポーツ競技でも、将来的に大会などで活躍したいという、将来の夢がはっきりしています。22歳になるまでに国籍をえらべというのには、自分にはかなりつらいものです。なぜかという、私の将来の夢とか、目標とか可能性はほぼアメリカにあると思っているので、それに22歳になるときは、まだアメリカの大学にいる予定です。このまま、アメリカの大学でそして生活に不自由ないようにくらしていくためには、22歳でアメリカの国籍をうしなうこと

はできません。なので、やむなく22歳までに私はアメリカを選ぶ予定です。そして日本の国籍をうしなってしまうのです。私のこの決心は、あくまでも、必要上アメリカをえらばなきゃいけないという事実でだけであって、日本の国籍をうしなってもきにしないわ、なんてこと決してありません。逆に、私は一生涯死ぬまで日本人としていたいのです。アメリカ人だけになりたいと思いません。なぜかといいますと、日本には私の大切な友達や、恋人や、家族がいるからです。日本に私の将来の目標とかはなくても、日本には私の一番大切な人たちが存在しているのです。日本人というアイデンティティーは自分には不可欠なのです。日本で大切な思い出や経験をしてきました。日本が大好きなのです。もちろん、日本の悪いところ好きなどいろいろありますが。そこに私の大切な人物がいるだけで、そこは私にとっては本当に大切な、うしなうことはぜったいに私にとってつらいのです。

A. M. (アメリカ在住、日本人)

永住権を持ってアメリカで暮らしています。日本にいる父母が自立して暮らせなくなった時、呼び寄せて世話をしたいとおもっています。長期に渡って親を呼び寄せるためには、私がアメリカ国籍を習得する必要があるかと思えます。その場合私が日本の国籍を離脱しなくてはならないかと思うと、親を取るか日本人であることを取るかの選択になってしまいます。両親とも七十になっているので、なるべく早く重国籍が認められるよう願っています。

H. M. (アメリカ在住、日本人)

私は、両親は日本人ですが、米国で生まれたため二重国籍保持者となりました。現在はまだ19歳のため、未だに二重国籍保持者として生活していますが、そろそろ国籍を選択しなければならない年齢が近づいてきています。

日本の法律について、可能な範囲で調べてみましたが、やはり国籍選択には納得がいきません。自分を二つに裂かれるようで嫌な気持ちです。

T. N. (アメリカ在住、日本人)

万が一、子供の成人後に離婚や長期帰郷などに面した場合、子供と国籍が異なる為に別離になったり、国籍をアメリカにしたために、国籍上では日本人でなくても、日本人である私や、日本人の血を引く子供達が容易に帰郷できなかつたり、離婚後生活基盤がアメリカでありながら、日本へ戻らなければいけない場合に、日本へ帰っても生活の保証がないなど色々な事が巻き起こってきます。現実にもそう言う場面に直面している方が沢山います。重国籍が認められれば、不幸な場面を避けられる可能性が大ですね。是非、認められれば大変感謝と喜びを覚えます。

E. U. (スペイン在住、日本人)

私達はスペインに20年住んでいて、子供達はこちらで教育を受けていますが、こちらの国籍を取ろうと思えば撮ることは可能ですが、再度とることのできない日本国籍はそのまま保持しています。でもこちらで就職をするとすると、日本国籍であると言うことは非常な不利になっていて、なかなか就職は見つかりません。上の子は大学を卒業してから1年ですが、まだ職はなく、アルバイトすらできません。日本とこちらの両国籍が持てたらどんなにかいいと思います。

B. T. (スイス在住、配偶者：スイス人)

外国人として生活するのに際し、日本が重国籍を認めないため、どのくらい不自由で、生

活に困るか。

結婚後、滞在許可書 B を発行されるが、仕事をする場合は労働許可書をまた申請しなくてはならない。スイス国籍があれば、仕事を見つけるのも滞在許可書より簡単である。

現在困ってはいないが、不安である点として年金がある。夫がスイス人でスイスに年金を払っているが、妻が日本人でスイス国籍がない場合、夫が死亡後、日本に帰国したら、年金が受け取れないと聞きました。現状困ってはいませんが、スイス国籍がない為に、今後どうなるのかはとても不安です。

その他

結婚 5 年後、スイス国籍を取得する事ができるようですが、その時は日本国籍を放棄しなくてはならないと聞きました。スイス国籍を取得する事により、仕事探しや学校に通う際に有利になるのはわかるのですが、日本国籍を放棄しなければならないとなると、将来、夫の死亡や離婚などしなくてはならなくなって、日本に帰国したくなくなったらどうしようか。。。といつも思います。

重国籍容認されたらどんなに気持ち的に楽になるだろうといつも思います。今後、スイスにいる期間が日本にいた期間より長くなり、娘たちもどうなるかわかりませんが、いつまでたっても自分は日本人だと言った気持ちはどんなにこっちの生活に馴染んでいっても変わらないと思います。今後、重国籍容認させる事を心から強く願っています。

H. T. (ドイツ在住、配偶者：ドイツ人)

娘は日本とドイツの 2 重国籍なのですが、誕生日(1983 年生まれ)の関係で両方の国籍を持ち続けることができると聞いています。早く重国籍が容認されるよう祈っています。妻の方も両国の国籍が保持できればずいぶん面倒が省けるのですが、こちらの方は無理なのでしょうか？

E. A. (ノルウェー在住、日本人)

私には、現在、ノルウェー人の BOYFRIEND がおり、将来ヨーロッパに基盤を置いた生活を考えています。ヨーロッパでは、ヨーロッパ経済圏に属する国の国籍を持つ人間はヨーロッパ経済圏の中では自由に移動でき、労働できる権利が認められています。ノルウェーは EU に加盟していませんが、ヨーロッパ経済圏に属している為に、私の彼はその権利を享受できます。しかし、私はたとえ彼と結婚し、ノルウェーの永住権を得たとしても、ノルウェー国籍を得ない限り、ノルウェーでは働くことができても他国では労働ビザを申請せねばなりません。ヨーロッパ域内の活発な人的交流とは裏腹に、ヨーロッパ経済圏の国籍を持つ者以外には排他的なヨーロッパの労働環境を鑑みると、もし、私に日本とノルウェーの 2 重国籍が認められれば、日本国籍を捨てることなく、ヨーロッパで生活し、働くことへの障害がかなり緩和されることとなります。ヨーロッパでは多くの場合、2 重国籍が認められていますが、21 世紀を迎えた今でも、2 重国籍を認めようとしない日本の姿勢はおかしいのではないのでしょうか？

M. K. (オーストラリア在住、日本人)

昨年 11 月から永住目的でオーストラリアで暮らしています。こちらでは public service は市民権 citizenship がないと従事できませんが、私の場合専門分野の関係で private sector での職探しが難しいのが現実です。通常では来年 11 月に市民権取得の資格が発生しますが、今の日本の制度ではこちらの市民権取得＝日本国籍放棄となり、日本のパスポートやこれまで支払ってきた国民年金の受給資格喪失など様々な不都合を強いられることになるため、実際に市民権を得る手続を取るかどうかはわかりません。

オーストラリアでは最近重国籍を認めるように法制度が改正になりました。世界のトレンドは重国籍容認に向いています。ぜひ日本の制度も重国籍容認に改正してほしいと強く思います。

T. K. (日本在住、配偶者：ネパール人)

二重国籍運動について。私が子供に二重国籍をずっと持っていて欲しいと思う一番の理由は、具体的な便利さよりも、精神的なものです。外国人である夫にとって、子供に自分の国籍を伝えるということが、最後の砦、精神的支えになると思うからです。

私たちの家族は今日本に住んで、子供は日本の学校へ行き、家も購入しました。おそらくこのまま日本に住み続け、逆にネパールの文化、生活を子供に伝えるのは非常に難しくなっています。このまま子供が成人し日本国籍だけを選択すれば、父親である夫としては自分の子であるというものを子供に残せなく、非常にむなしさを感じるでしょう。ずっと日本に住むことになっても、国籍だけは子供に残すことができたという事実が異国で生涯を終えるかもしれない人の心の支えになると思います。このような理由で私は二重国籍運動に参加しています。

T. K. (日本在住、配偶者：タイ人)

ぜひ二重国籍容認を求めます。タイ人妻のためにも、これから生れてくる子どものためにも!

N. K. (日本在住、韓国人)

今年、日本の女性と結婚する予定の韓国人です。

結婚するにあたって、向こうの両親と韓国人ということでもめましました。結局帰化しないと結婚を認めないということです。今帰化の手続きを検討しておりますが、重国籍が認められたら、韓国国籍を捨てることができなくなるし、より安心して、生活することができると思います。

ぜひ重国籍が認められるように応援したいし、私も協力したいと思います。

E. N. (日本在住、配偶者：中国人)

主人が中国人で娘は日本で生まれたので日本国籍しか取れませんでした。別に日本人同士の夫婦から生まれたのではなくごく自然にお父さんお母さんと同じ国籍を取らせて下さい。

H. U. (日本在住、配偶者：外国籍)

日本国籍では無い(外国籍)女性と結婚しています。私の身に何か有って彼女一人になった時のことを考えます。夫婦に子供が出来て日本で生活する上で日本国籍が無いと不自由です。だからと言って日本国籍を取り、夫の私が先に死んだら彼女はどのようなのでしょうか? 歳を取ってたらどうなるんだろう? 心配です。

K. H. (日本在住、配偶者：イラン人)

私はイラン人との結婚で2重国籍になりました。私自身は不便を感じませんが、私たちの子供が将来国籍の選択を迫られた時、どのような決断をするにしろ悲しい結果になるには違いありません。

国際結婚をする方が近年増加の中、昔からの法律で縛られ続けていいもののでしょうか。私

は国籍が2つになっても、自分の国「日本」を愛している事には変わりはありませんし、主人の国「イラン」の事も同じくらい愛しています。国籍を二つ持つ事に国は寛大に対応して欲しいものです。

H. O. (日本在住、日本人)

私には日本人の父と母がいます。父の海外赴任のために誕生した土地がアメリカでした。その為、二重国籍になりました。両親が日本人ということと、アメリカのことが記憶に無いうちに、日本にかえって来たので、英語はあまり話せないということとで、日本国籍を選ばざるをえません。

私は、アメリカでも暮らしたいと思っています。その時に二重国籍が許されるのであれば、とても多くの事に役にたってくれるだろうと考えています。有効的な事なのに、それを認めないなんてもったいない！『国籍いりません』と相手国に伝えてしまったら、もう二度とくれることはないのに。

二重国籍とはチャンスであり、才能でもある。そして、この事によって、未来に向かう道が増えてゆくのではと思います。

K. H. (日本在住、日本人)

ドイツ系ブラジル人と結婚している日本人男性です。現在、子供はまだですが、将来、自分の子供が二重国籍になるはずですので、今のうちにできることをしておきたいと思って、署名いたしました。

実際に市役所市民課に二重国籍のことで問い合わせをしたことがありますが、こちらは国籍法も読んで質問しているのに、こちらの質問内容に答えられないなど、話になりません。また、国際結婚をしていると、日常生活の中で不便なこととか、不平等だなと感じることが多々あります。

請願書

請願団体 I S T 請願の会

請願項目

1. 国内に住む外国人への重国籍の容認。
2. 国外に住む日本人への重国籍の容認。
3. 重国籍をもつ子どもたちに成人後もそれを容認すること。

請願趣旨

海外で生活をする日本人、日本で生活する外国人、重国籍をもつ子どもたちは、日本が成人の重国籍を原則的に認めないことから、さまざまな問題に直面しています。国際化する社会で、このような人びとが、よりいっそう活躍でき、安心して生活ができるように重国籍を容認してください。

日本が準拠している国籍唯一の原則は、欧州において既に修正されています。1997年欧州評議会は、1963年の重国籍削減条約を根本的に見直し、国籍規約によって国籍唯一の原則を完全に修正しました。欧州諸国は重国籍を認める傾向をいっそう強めています。

規約では、人の国際移動と国際結婚が増大する中で、定住国での権利保障と国際結婚の家

族の生活について配慮することが念頭におかれています。

他にも現在、北米、南米では重国籍容認国が一般的です。欧州においては重国籍削減条約を批准しなかった国も多く、批准しても重国籍削減は実現できませんでした。

国際交流を深めようとする社会において、障壁となるようにも受け止められる、国籍の意味を問う人も多くおります。しかし、現実においては、国家間の法的な矛盾、権利の空白など個人にとって深刻な問題が解決できないでおります。社会的な救済という意味合いでも重国籍容認が求められているのです。

果たして、在日外国人に今までの国籍を放棄させる必要があるのでしょうか。その者の親類は外国に暮らしているでしょう。親の介護などで帰国する必要もあります。

今までの国籍を放棄することは、その国との法的絆を放棄することであり、後の人生において出身国に帰る事情が生じた場合、不都合を生じる可能性があることから、現在居住している国の国籍を取得しない人も多いのが現状です。同じことが、在外日本人にも当てはまります。日本国籍を維持できるのなら、居住国の国籍を取得したい人は多くいます。

同じく、二重国籍となっている子どもたちに、あたかも父母のどちらかを選ばせるように、どちらかの国の法的絆を放棄させることも妥当ではありません。また、こうした人びとの声が、なかなか政治まで届かない実情もあります。

国家は日本社会で生活する者に基本的権利を保障し、さらなる社会の発展をうながすためにも、国籍を加算させる形で付与するべきです。それは個人の自己決定権の尊重、民族少数者への権利擁護につながります。

重国籍者は係争国関係にあった場合、どちらへの忠誠を誓うのか、などという疑問点が指摘されておりますが、日本国憲法は戦争を放棄しているのです。この種の忠誠の衝突はそもそも問題となりません。今日、重国籍を容認している国々の経験上も、忠誠の衝突が実際上の問題となることはなく、むしろ重国籍容認は、国境を越えた平和と友好関係の象徴であり、国内外の他民族どうしが平和的に共存することの励ましとなります。

重国籍容認は、多くのメリットを生み出し、デメリットの少ないことが確認されつつあります。

重国籍を容認する国際的な潮流について、21世紀の日本の国会も真剣に検討することを望みます。

このように国際化社会の実態に即さない政策により、国際的に活動する人たちが、今後不利益を受けることがなくなるように、重国籍を容認し、これに伴い国籍法第5条第1項第5号、第11条、第14条、第15条および第16条を廃止することを求めます。